4　郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の記号及び政府間機関の記章は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。

5　郵便切手の主題及び意匠は、

5.1　万国郵便連合憲章前文の精神及び連合の機関が行う決定に従う。

5.2　5.1　加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。

5.3　加盟国又は地域において、外国の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該加盟国又は地域と緊密な関係を有するものとする。

5.4　5.4　政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。

5.5　5.5　加盟国又は地域にとって重要な意味を有するものとする。

6　連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、加盟国又は地域が認める場合にのみ使用することができる。

7　加盟国は、新たな素材又は技術を使用した郵便切手を発行する前に、当該郵便切手と郵便物を処理する機械との適合性に関する必要な情報を国際事務局に提供する。同事務局は、他の加盟国及びその指定された事業体にその旨を通報する。

第七条　持続可能な開発

加盟国又はその指定された事業体は、郵便業務の全ての段階における環境、社会及び経済に関する活動に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに持続可能な開発に関する周知を図る。

第八条　郵便業務の保障

1　加盟国及びその指定された事業体は、万国郵便連合の保障基準に定める保障に関する要求を遵守し、並びに指定された事業体によって提供される郵便業務に対する一般公衆の信頼を維持し、及び高めるため、並びに全ての関係取扱者のため、郵便業務の全ての段階における業務の保障に関する活動の戦略を採用し、及び実行する。この戦略には、この条約の施行規則に定める目的並びに通報に関する連合の技術標準に合致するものとして管理理事会及び郵便業務理事会が採択する実施規定（特に、関係する郵便物の種別及び識別の基準）に明示する郵便物についての事前の電子データの提供に関する要求に適合するという原則を含む。この戦略には、また、加盟国及びその指定された事業体の間の郵袋の運送及び継越しについての確実性及び業務の保障の維持に関する情報の交換を含む。

2　国際郵便の一連の運送に適用される全ての保障措置は、対処すべき危険及び脅威に相応するものでなければならず、郵便ネットワークの特性を考慮し、国際的な郵便の流れ又は取引を妨げることがないようにとられなければならない。郵便業務に対する全世界的な影響を潜在的に有する保障措置は、全ての関係者の関与を得て、国際的に調整され、かつ、均衡のとれた方法でとられなければならない。

第九条　違反行為

1　郵便物

1.1　加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

1.1.1　麻薬、向精神薬及び危険物を郵便物に入れること。ただし、この条約及びその施行規則がこれらを郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。

1.1.2　小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。

2　郵便料金納付及びその手段

2.1　加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

2.1.1　通用中の又は通用が廃止された郵便切手

2.1.2　郵便料金納付の印影

2.1.3　料金計器又は印刷機による印影

2.1.4　国際返信切手券

2.2　この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利得を得ることを意図して行われた行為（いずれの者によるかを問わない。）であって次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。

2.2.1　郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為

2.2.2　変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を製造し、使用し、流布し、商用化し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は掲示する行為（カタログ及び広告目的のものを含む。）

2.2.3　既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為

2.2.4　これらの違反行為の未遂

2.2.4　相互主義

3

3.1　処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象とならない。

第十条　個人情報の取扱い

1　利用者の個人情報は、適用される国内法令に従い、その収集された目的のためにのみ利用することができる。

2　利用者の個人情報は、適用される国内法令により当該個人情報を入手することが許可された第三者にのみ開示される。

3　加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令に従い、利用者の個人情報の秘密性及び保護を確保する。

4　指定された事業体は、その利用者にその個人情報の利用及びこれを収集した目的について周知させる。

5　指定された事業体は、郵便業務を提供するために個人情報を必要とする名宛国又は継越国の指定された事業体に対して当該情報を電子的に送付することができる。ただし、1から4までの規定の適用を妨げない。

第十一条　軍隊との閉袋の交換

1　通常郵便物の閉袋は、次の者の間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によって交換することができる。

1.1　加盟国の郵便局と国際連合の用に供される軍隊の指揮官との間